

# 船舶事故調査報告書

平成24年10月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年7月8日 09時04分ごろ
発生場所	備讃瀬戸東航路 香川県小豆島町所在地蔵埼灯台から真方位262° 2.5海里 (M) 付近 (概位 北緯34° 24.6′ 東経134° 11.1′)
事故調査の経過	平成23年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 第十八旭丸 <sup>あさひ</sup> 、320トン 136785、大阪旭陸運株式会社 62.43m (Lr) × 10.80m × 6.20m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成11年3月21日 B 小型兼用船 松丸 <sup>まつ</sup> 、0.8トン 271-16428岡山、個人所有 7.17m (Lr) × 1.83m × 0.66m、FRP ディーゼル機関、52.96kW、昭和59年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 42歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成3年4月11日 免状交付年月日 平成22年12月9日 免状有効期間満了日 平成28年4月10日 B 船長B 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月21日 免許証交付日 平成20年7月14日 （平成26年4月19日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首に擦過傷 B 船首部に破口
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、視界制限状態となった香川県高松市高松港北方沖を船長Aが操船指揮を執り、機関長を主機操作

	<p>に、当直航海士を手動操舵にそれぞれ就け、備讃瀬戸東航路を航行していた。</p> <p>船長Aは、備讃瀬戸東航路を南東進中、レーダーで右舷船首方約20°、4M付近にB船の映像を探知したが、同船が止まっていたので、針路及び速力を保持して航行していたところ、B船と1Mに接近した頃、視程が約200mとなった状況下、同船が発進して北西方に航行を始めたため、10ノット(kn)に減速したものの、B船と更に接近し、機関を停止したのち、全速力後進としたが、平成23年7月8日09時04分ごろ、地蔵埼灯台西方沖において、A船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、香川県小豆島町地蔵埼南西方沖において漂泊してあじ釣りをを行い、7月8日09時01分ごろ、視程が約200mとなった状況下、釣り場を移動するため、漂泊地点を発進し、GPSプロッターにより備讃瀬戸東航路第6号灯浮標に向け、10knの速力で手動操舵により北西進した。</p> <p>船長Bは、操舵室で操船中、左舷船首至近にA船の船影を認め、直ちに左舵一杯としたが、A船と衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 濃霧、風向 東、風力 1、視程 約200m</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>B船は、レーダーがなかった。</p> <p>B船は、音響信号設備を備えていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B あり</p> <p>A船は、霧で視界制限状態となった地蔵埼南西方沖の備讃瀬戸東航路を南東進中、B船は、釣り場を移動するため、漂泊地点を発進して北西進中、船長Bが、B船にレーダーがなく、A船に接近していることに気付かずに航行したことから、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、「霧中信号を行った」旨の口述を行い、船長Bは、「A船の霧中信号を聞いていない」旨の口述を行っているが、VDRなどの客観的な情報がないことから、A船が汽笛を吹鳴していたかどうかについては、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、霧で視界制限状態となった地蔵埼南西方沖の備讃瀬戸東航路において、A船が南東進中、B船が漂泊地点を発進して北西進中、船長Bが、B船にレーダーがなく、A船に接近していることに気付かずに航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 視界制限状態においては霧中信号を行うこと。</li><li>・ 視界制限状態において、レーダーを装備していない船舶は、必要に応じて停止すること。</li></ul>
--	--